

第七十五回国会 建設委員會 議 録 第 六 号

昭和五十年二月二十八日(金曜日)

午前十時三十分開議

出席委員

委員長 天野 光晴君

理事 梶山 静六君

理事 服部 安司君

理事 渡辺 栄一君

理事 福岡 義登君

理事 大村 襄治君

理事 中尾 宏君

理事 林 義郎君

理事 阪上安太郎君

理事 中村 茂君

理事 柴田 陸夫君

理事 新井 彬之君

理事 渡辺 武三君

出席國務大臣

建設 大臣 飯谷 忠男君

出席政府委員

国土庁長官官房 栗屋 敏信君

国土庁水資源局 宮崎 明君

建設大臣官房長 高橋 弘篤君

建設省計画局長 大塩洋一郎君

建設省都市局長 吉田 泰夫君

建設省河川局長 増岡 康治君

委員外の出席者

厚生省環境衛生 国川 建二君

道整備課長 片桐 久雄君

農林大臣官房参 青木 敏也君

農林省構造改善 局計画部計画課

局長

運輸省鉄道監督 高橋 英雄君
局民営鉄道部長 建設委員會調査 室長 曾田 忠君

委員の移動

二月二十七日

辞任 渡辺 武三君

同日 小平 忠君

補欠選任 小平 忠君

同日 小平 忠君

補欠選任 渡辺 武三君

二月二十八日

辞任 矢野 絢也君

補欠選任 北側 義一君

二月二十六日

地方建設業者の保護育成に関する請願(下平正 一君紹介(第九五二号))

公団住宅の家賃値上げ反対等に関する請願(井 上普方君紹介(第九五三号))

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

宅地開発公団法案(内閣提出、第七十二回国会 閣法第四三三号)

○天野委員長 これより会議を開きます。

第七十二回国会、内閣提出、宅地開発公団法案

を議題といたします。

この際、お諮りいたします。

ただいま議題となりました本案につきまして

は、第七十二回国会においてすでに提案理由の説

明を聴取いたしておりますので、これを省略いた したいと存じますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○天野委員長 御異議なしと認めます。よって、

さよう決しました。

宅地開発公団法案

(本号末尾に掲載)

○天野委員長 これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、これを許します。

野中英二君。

○野中委員 都市は人間のつくり上げた最も複雑

な、最も巨大な作品であります。

人間みずからつくった都市によって、人間の生

活が脅かされる存在になっております。自縄自縛

というものでありましようか。これまで多くの学

者によつて、都市に対するアイデアや新しい計画

が、たとえば一八九二年にはE・ハワードの「明

日の田園都市」等、次から次へと発表されてまい

りました。しかし、人間の持つ技術、人間のつくり

上げた体制、人間そのものが都市建設の中に矛

盾をさらけ出しておるのであります。

私は、昨年十月に北京を訪れましたが、自動車

の多いのに驚いたわけでありましたが、さらに日本

の自動車に乗るよりもスピードラーなのに驚いた

わけであります。都市にはこんな矛盾が何の交錯も

なく多く存在しているというのであります。

都市というものは、複合された機能のトータル

であり、人間の生活と機能を発揮させる場であり

ます。そしてその一つ一つ分解した場合は、もは

や都市ではありません。

現代の都市建設は複数主体で行われております。

道路、上下水道、公園、住宅等を国、都道府県、 市町村、公団、公社等が独自の立場と論理でつく られておるのであります。常に破壊と変更に伴う 都市は生き物であり、都市建設には建設資材のほ かには植木や水も重要な要素であつて、建設された 都市、変動する都市は、そこに新しい社会を形成 し、社会を変化させておるのであります。

都市建設は、物的に見ても道路、住宅、処理施 設、公園等さまざまなものを含んでおり、都市と いうものは全体が一つとなつて生きている有機体 であり、これを改変しようとするならば、総合的 に、空間的に、時間的にコントロールし計画され る必要があると思ひます。

そこで、まず都市建設の第一段階としての土地 取得のための宅地開発公団法案について質問をい たします。

宅地開発公団の宅地開発事業の主たる目的は宅 地の大量供給であります。単に宅地造成にとど まらず、本公団により開発された地域は、周辺地 域の将来の都市化の中核たり得るような機能を備 えた新市街地であるべきであると考えますが、具 体的にどのような新市街地を形成するのか、お尋 ねをしたいと思います。これは計画局長。

○大塩政府委員 宅地開発公団の目的といたしま す宅地の大量供給を実現する場所としましては、 大都市地域における周辺部におきまして、これは 量のみならず、ただいま先生の御指摘のように、 これを良好な環境の市街地として形成するという ことなくして住宅の立地する諸条件は整いません し、また、あれだけの大きなものになりますと、 ただ単に住宅機能ということだけではなくして、 そこには、もしできれば公害分散可能な事務所機 能とか、そういった都市の施設の移転をも考え合 わせまして、そして大都市との連絡を交通手段等 によつて図りながら、有機的な一体となつた周辺

部の新市街地を形成する、こういう考え方で宅地開発公団の事業を考えたと思っております。その手法は、都市計画法に基づきまして、区画整理であるとかあるいは新住宅市街地開発事業であるとか、こういった都市計画の手法に基づく町づくりということを中心として考えておる次第でございます。

○野中委員 いまの局長の答弁を了承いたしました。一番基本的な問題から入っていきなさいと思っておりますが、それは宅地開発公団がニュータウンを計画する場合、まず土地を取得する時点において十分考慮しなければならない、その基本的な問題から私は質問をしてみたいと思っております。

自明の理ではありまじやうけれども、都市空間は自然の空間の上に成り立っているということでありまして、自然の原理を無視して都市空間を計画するとどうなるものであらうかといふと、たとえば地下水のくみ上げ、それによって地盤沈下が起こります。あるいは水田埋め立て住宅地をつくりますと、浸水被害をこうむる結果となるわけでありまして、緑の町づくりと言われるのは、自然の摂理を尊重することにはかならないと私は考えております。

そこで、取得時における利水、排水、地下水、地形、地質、土壌、既存植生、風害、煙の分布等を考慮して宅地開発公団は土地取得をする、こういうことが必要であらうと思ひますが、これを局長にお尋ねしたいと思います。

○大塚政府委員 従来の宅地開発、特に住宅団地の形成につきましては、その量的な有効性といふことを図りますために、まあ必要とは申しませんけれども、とかく自然の保存といふ配慮に欠けていた面が間々あったと思ひますが、これからは宅地開発公団の行います対象の土地といふのは、先ほど申しましたように、周辺部におきまして現在山林とかあるいは畑地といふような場所が多いわけでございます。そこには既存の施設は余りない、こういった自然の中に新しい町をつくるということをする際に、ただいま先生のおつし

やいましたように、当然できるだけ自然の地形を生かしながら、自然の樹木の保存あるいは表土の復元等を考慮しながら、自然の中に人の住む場所をつくり上げていく、こういった基本姿勢が必要であります。

こういう意味で、このたびできております緑地保全の法律等によりまして、必要な緑地をできる限り残しながら、かつ、自然の地形を存置しながら、そういう中において市街地の形成を図っていくべきであると考えております。

○野中委員 ただいま局長から私の質問に対して、自然及び地形を生かしながら土地取得をやつてまいります、こういうことでございしました。

こういう基本原則に基づきまして次に考えられますことは、次のような疑問がわいてくるわけでありまして、

地価の高騰による土地の取得難を初めとする大都市地域における住宅、宅地難、これは基本的には経済の高度成長に伴う人口と産業の大都市に集中することによって宅地供給のバランスが崩れるということでありまして、同時に、地方都市を育成し、人口と産業の地方分散を図ることなくして、大都市地域において宅地供給の促進を図らうとすれば、かえって人口と産業の大都市集中を進行させ、宅地難を激化させることになるのではないのでしょうか。また、宅地開発が計画されている地域で、しばしば地価の上昇を見越した投機的な土地取引により地価が高騰し、開発計画自体をあきらめるか、あるいは高い取得価格が造成宅地の価格にはね返り、庶民の取得しやうい低廉な宅地の供給を阻害することになりはしないか。これに對する基本的な土地対策、地価対策が講ぜられなければならぬと思ひますが、いかうに計画局長はお考えになっているか、お尋ねしておきます。

○大塚政府委員 大都市地域におきまして、宅地開発公団によりまして大量供給を図るという事業の過程におきまして、投機的な需要を招きましてその当該事業地域において、あるいはその周辺に

おいて地価が高騰するといふようなことがあつては、この事業の進捗は不可能でございます。従来から地価対策関係協議会の決定に基づきまして、土地の利用の規制であるとかあるいは税制金融面の対策等の一連の措置を鋭意講じてきたところであります。また最近において総需要抑制策と相まちまして地価はようやく鎮静の兆しを一般的には見せてきております。その意味では宅地の大量供給の前提といひますか条件といふものは好転しつつあるといふふうには一般的には考へるのであります。

が、宅地開発公団が事業を実施する場合に当たりましては、国土利用計画法の許可制度とか、あるいは都市計画法の市街地開発事業予定区域の制度といふものを利用いたしまして、かつまた、投機的な土地取引を抑制するために、周辺部には調整区域の制度を有効に活用するといふようなことを考へて、その地価の上昇を来さないで開発ができるようなことを鋭意考へてきておる。また、そういう手段が最近整えられてきておる。われわれはこれを十分に生かして、地価の高騰なき宅地開発といふものを図らなければならぬ。従来の例に見ましても、団地をつくれればその周辺が高騰する、もうその周辺ではできないといふようなことのないように図つていかなければ、これだけの事業はできないといふふうには考へておる次第でございます。

もう一つは、この大都市周辺におきましてこういった宅地開発をするといふことが、かえつて人口を大都市に定着させるということにならないかといふことにつきましては、確かに地方分散を図つて国土の均衡発展を図るということは、国土政策の基本的課題でありまして、これは変わらなないテーマでございますけれども、しかしながら、大都市周辺の、大都市地域における激しい現在の人口の社会増あるいはそれを上回る自然増に對処いたしたためには、宅地の対策といふのは現下の急務でございます。非常に大きな社会問題になつておるわけでございます。

宅地開発公団におきます大規模宅地開発事業と

いふのは、周辺部に計画的な住宅市街地を整備することによりまして、この膨大な無秩序なスプロールしかける圧力といふものをここで受けとめまして、良好でできるだけ低廉な宅地の供給を図らうとするものであります。一方において魅力ある地方都市を開発して地方分散を図らうという政策とむしろ矛盾しない、二つの政策は両立し得るものではないかといふふうに考へておる次第でございます。

○野中委員 次の質問は、日本住宅公団と今度新しく提案されております宅地開発公団との関係について御質問申し上げます。

国の大規模開発の機関は、地方都市を整備し、人口と産業の地方分散を図る機関として地域振興整備公団があり、大都市地域においては大規模住宅地造成及び住宅建設を行う既設の日本住宅公団があるにもかかわらず、宅地開発公団を新設することは屋上屋を重ねるものと思はれるのであります。これはどういふ理由でありまじやうか。

なお、日本住宅公団が機能を拡充すれば足りるのではないか、こういう素朴な疑問が出てくるわけでございます。これに對して御回答を願ひます。

○大塚政府委員 まず、なぜ日本住宅公団の存在の上に宅地開発公団を設けるかといふことにつきましては申し上げますと、大都市地域におきましては、先生御承知のとおり、交通施設が足りないとかあるいは水が足りないとか、なかなか関連公共施設整備を、団地ができますと地方公共団体が整備しなければならぬといふことで、財政負担が非常に重圧となつてかかつてきますことによりまして、いわゆる団地お断りといった拒否反応を生じておりました。したがつて、大規模なこういう開発をいたしますためには、これに對するだけの新しい強力な措置あるいは助成手段といふものを持たなければ、事業は言うべくしてできないといふふうには考へるのでございます。

ものでございます。さらに日本住宅公団は現在七十四万戸の既設の住宅を持っておりまして、七十四万戸と申しますと広島県あるいは静岡県等の全住宅戸数に該当する。これだけの管理ということとは年々比重を増しておるのでございまして、こういう公団にこれ以上規模の拡充を図りますことはかえって非効率を招く結果になるであろう、以上のような判断に立ちまして、日本住宅公団はむしろこの地域については公団住宅の建設に専念させるべきであつて、大規模な宅地開発に對しましてはむしろ当然、宅地開発公団という専門の機関をつくるべきではないかというふうに考えた次第でございます。それからまた地域振興整備公団は、大都市地域以外の地域におきまして大都市からの人口、産業の受け皿としての地方分散を図りますために、地方に魅力ある都市の開発、整備を行おうとするものでありまして、そういう地域的な分担関係を考えまして、両者の分担を図っている次第でございます。

○野中委員 ただいま局長から答弁がございましたけれども、日本住宅公団は財政的に行政的に権限の拡大をしなければとも現在の宅地需要に追いつかないのだ、こういうことであります。したがって、日本住宅公団はその建築に専心させるべきである、こういうふうには私は聞き取ったわけでございます。しかし、実際にそういうことであるとするならば、日本住宅公団をこ入れすることにおいていまの欠点を補う、そして業務が遂行できるようにしてやる、これが第一段階の考えではなからうか、こう思うわけです。再度質問しておきます。

○大塩政府委員 大都市地域につきましては大規模開発という面につきましては、先ほど申し上げましたように、むしろ専門店と申しますか、他と事情が違ひますので、専門の機関、強力な新しい能力を備えた機関をつくるのが効率的である、むしろ住宅公団の権限をこれ以上ふやすということとはかえって非効率になるであろうということを申し上げたのでございますが、日本住宅公団におきま

しても、すでに多摩その他の大きな団地をやっております、この法案におきましては、これからはそうするということでございます、既存のものにつきましてはたくさん団地をやっております。そこで住宅公団も現在いろいろな拒否反応に遭ひまして非常に困窮しております。そこで、五十年度の予算におきましては、住宅公団につきましても、立てかえ施行という面におきまして、三百ヘクタール以上あるいは百ヘクタール以上、五十ヘクタール以上と三段階に分かれますけれども、十年、五年あるいは三年という置き置き期間中の金利をただにする、ゼロにするというふうなことで、地方財政の助成ということに重点を置いて団地開発のやりやすいような、そういう特段の措置を講じたような次第でございます、こういう措置は今後ともまた必要に応じまして強化する必要があるかと考えております。

○野中委員 ただいまの答弁を要約しますと、専門部門、いわゆる専門機関をつくって効率的に運営していこう、こういうお考え方でございます。私も賛意を表しますが、それでは今度は日本住宅公団を裏返してしてみまして、プロパーの仕事が完全にできていられるであろうか、いわゆる宅地部門を切り離すことにおいて日本住宅公団がその業務を完全に遂行することができようか、こういうことになりまして、私はいささかの疑問を持たざるを得ないわけでございます。

と申しますのは、日本住宅公団の宅地開発部門で持つております所管管轄地に建設した住宅建設戸数というものは、四十八年末の累計が首都圏では八万四千戸、中部圏では一万九千戸、近畿圏では三万五千戸、住宅公団の建設戸数に占める比率というものは、首都圏で二一％、中部圏で三九・六％、近畿圏で二〇・七％ということになります。ですから、土地を持つていてもこれしかつくつていない。しかも住宅公団の宅地開発事業の施行面積というものは、首都圏で一万八千三百三十二ヘクタール、中部圏で千八百八十九ヘクタール、近畿圏で五千八百八十七ヘクタールあるのでございます。

それにもかかわらずいままです建設が進捗してこなかったということは、いわゆる土地取得のために容易でなかったのじゃないかということが私は言えるんじゃないかと思うのです。ですから、宅地開発部門を切り離してみたいとしても、私は建設部門の能力、建設戸数というものは増加するというふうには考えないのです。住宅公団にどこかほかに欠点があるんじゃないか、こう思います。

○大塩政府委員 住宅公団の宅地開発部門を切り離して全部なくしてしまうということはないのであります。住宅公団の三大都市圏あるいは大都市地域におきます住宅公団の大規模宅地開発事業、すなわち一般の宅地需要に應ずるために、自己の住宅建設の用地のみならず、一般の個人分譲も公営住宅用地もあるいは他の公団等の用地も合わせまして住宅市街地としてつくっていくという大規模開発の能力につきましては、これを専門の機関にゆだねた方がいいということ申し上げたのであります。住宅公団のみならず建設する自己の団地につきましては、おっしゃる通りに自分のくつはやはり自分で履くということが必要でございますから、その部門の宅地開発部門は当然必要でございます。

住宅公団が今日まで住宅建設に非常に悩んでおる、特に最近目立ちますことは、そういう拒否反応に達してしまつて、関東地方におきましても数千ヘクタール持つておつてもそれに着手できないでいるというふうなことは、一つには先ほど申しました地方負担等が増高いたしましたので、それに対する助成措置というもののついてこ入れをする必要があつたこと、あるいは交通その他の面につきまして足が遠いあるいは水が足りないというふうないろいろな不都合な条件が最近出てまいりまして、そのために大きな宅地開発事業というものが困難に達しているというふうな原因が重なつて出てまいっているのが原因でございます。

○野中委員 そうしますと、日本住宅公団の業務のうちの宅地開発部門はそのまままた生かしていくのだ、こういうお考え方でございます。ただ、

大規模の開発というのは無理であろう、こうおっしゃられましたけれども、多摩ニュータウンもやってみましたが、いろいろやっているわけでございますよ。しかし、私はそのことをこれ以上深く追及いたしません、問題は、この宅地開発公団はやはり五百ヘクタール以上の大規模開発になるものでございますから、日本住宅公団の方は市街化区域における言うなれば小規模の小回りのきく宅地造成をやらせるといふお考えなんですか。そして有機的に宅地開発公団を運営していこう、こういうお考えなんですか。

○大塩政府委員 宅地開発公団は原則として五百ヘクタール以上の大規模な宅地開発に専念させよう、上物はつくらない。これは却と申しましようか、それを住宅公団、公営住宅、協会住宅あるいは個人住宅にそれぞれの計画に基づいて分譲する。

〔委員長退席、村田委員長代理着席〕

こういう宅地開発、すなわち市街地開発をするということを任務とするものでありまして、したがって、住宅公団につきましては大都市圏域におきます自己の集団住宅の建設用地に専念させる、自己のつくる住宅団地に専念させることとしたしまして、したがって、公団住宅用地を中心に建設するための宅地開発部門は存置する必要がございます。そういう区分けを考えておる次第でございます。

○野中委員 これで宅地開発公団と住宅公団との関係を了承しまして、質問を詰めていきます。

土地は国民生活万般の基礎となるものでありまして、農地、緑地等としても確保されるべき価値の高い資源であり、宅地開発は将来の長期的展望のもとに計画的に行う必要があろうと思ひます。宅地需給の長期見通しについて御明示願ひたいと思ひます。

○大塩政府委員 今後の長期の宅地需給の見通しとしましては、昭和四十七年末に策定いたしました新国土建設長期構想というものを建設省で持つております。これに基づきまして試算いたしますと、昭和四十九年度から六十年までの十二年間

におきまして新たに宅地を必要とするという住宅の戸数は、全国で大体九百万戸、三大都市圏で約四百四十万戸と見込まれておりまして、これに対応する宅地の面積は、全国で十八万六千ヘクタール、三大都市圏を中心とする大都市圏で大体その四割に当たり七万六千ヘクタールの新規の土地が必要であるというふうに推定しておるのでございます。七万六千ヘクタールというのは身の回りの区画街路やブレイロットを入れたものでございまして、グロスと申しますか、七万六千ヘクタールをつくらうと思えば十二万ヘクタールが必要でございますが、宅地需要ということでございまして、大都市圏では七万六千ヘクタールが必要になるというふうに見ております。

○野中委員 いま局長の答弁によりまして、新規に宅地を必要とする戸数は四百四十万戸、これに要する宅地面積は七万六千ヘクタール、こういう御答弁でございました。そうして見ますと、宅地開発公団の造成する宅地規模というのが五百ヘクタール以上、こういうふうなことを言われておりますから、施行する場合には、市街化区域の一部を含めて、あとの大部分というものは白地もしくは調整区域にまたがるであろう、こういうことが予想されるのでございますが、それについて局長、どうお考えになっておりますか。

○大塚政府委員 宅地開発公団の行います周辺部の場所は、一部は市街化区域を含みますけれども、先生おっしゃるとおり、現在は調整区域があるいは無指定地かというようなところの空閑地に限定されるだろうと思っております。

〔村田委員長代理退席、委員長着席〕
したがって、その場合には市街化区域としてこの事業を行わなければなりませんので、そういう場合には、一部そういう調整地域を変更しまして、市街化区域の中に編入して計画的な開発を図る必要がございます。

○野中委員 実はここにあります、行政監視委員会の「諮問第二号」住宅対策のための土地行政の機構および運営のあり方いかんについての審議

の経過が書いてございます。それによりまして、「市街化区域内農地等について、宅地化の義務づけおよび住宅建設の義務づけ等その宅地としての利用を推進すること」と指摘されているのでございます。ですから、できるならば市街化区域の農地を宅地としてやれ、こういうことを言っているわけでありまして。

そこで、私、調べてみますと、市街化区域内の農地面積というのは、首都圏で八万七千三百ヘクタール、近畿圏で四万七千九百ヘクタール、中部圏で四万六千四百ヘクタールございまして、大体推定値が十八万一千六百ヘクタールある。ところが、いま局長のおっしゃられました、新規に必要な宅地用地としては三大圏では七万六千ヘクタールだと言っておられるわけでありまして、十分ここで市街化区域内の農地面積で充たされるという単純計算が出てくるわけでありまして。したがって、今後、行政監視委員会の審議経過にも照らし合わせて、最大限に白地やあるいは調整地域に入らないという工夫、そういうお約束ができますか。

○大塚政府委員 当然、できるだけ市街化区域内の現在の空閑地に適地を求めて施行することが望ましいことは言うまでもございませぬけれども、いま御指摘になりましたように、首都圏におきまして現在六万一千五百三十三ヘクタールほどありますし、近畿圏で、この資料によりまして二万四千八百ヘクタールあります。合計して三大都市圏だけの計では十萬一千ヘクタールぐらい農地が市街化区域内にございます。

ところで、市街化区域内におきましても、適当な緑地であるとか公園であるとか、こういったものを残さなければいけませんし、市街化区域内の中の農地をすっかり壊滅するというわけにはいきません。そこでわれわれとしては、優良な農地というものはできるだけ保存する、これは保存すべく、都市計画を決定する際にも関係農林当局等と調整いたしまして、周辺部において相当規模の開発をするというこの公団の事業用地につき

ましては、そういう農地との調整が一番大きな問題になってきますから、これとの調整を十分とる必要がございますが、いま面的には、三大都市圏におきましても、確かにそういう数字が十萬ヘクタールぐらいございませぬけれども、それをこの宅地開発公団の、これは細かいものもございまして、適地として全部使うというわけにはいかなのであります。むしろそれを有効な市街地開発の中の、たとえば緑地保全の地域であるとかあるいはそれを住宅の団地に転用して、緑地を残しながら整地した町づくりをするとか、こういう方面に利用されるべきものが多い。周辺部においてというふうな法律で書いておりますのはそういう意味でございまして、現在三大都市圏におきましては、だんだん外へ外へと人口及び住宅の進出の率が、たとえば首都圏で申しますと、四十キロから五十キロ圏へいま移行しようとしております、増加率の一番多いのが、そういうものをいまほうっておきますと、まだ先に延びるということになりますと、都市の投資する費用も非効率になりますので、できるだけその辺で食い止めるといふような計画と調整をとりながらやらなければいけないというふうな考えまして、周辺部におきましては、現在一部農地等があり、あるいは調整地域に入っております、そこでそれを開発計画の中に組み入れます場合には、優良農地をできるだけ保存しながら、農林省等とも都市計画の際に調整をとる、こういう仕組みで考えておる次第でございまして。

○野中委員 ここで私、農林省の方に質問をしておきたいのでございますが、宅地開発が進むにつれて、当然、かつては農地であったものが壊滅をされていく。その場合には、日本経済というものが考えてみますと、これは大変心配があるものじゃないか。日本経済が高度経済成長政策というものをとってまいりましたけれども、今日それが安定経済へ移行しておりますのであります。原油が四倍に値上がりして、輸入原材料の高騰を考えるときに、支払い増が百五十億ドル、約四兆五千億になるわけです。加えて、経済商品であったはずの石油と

いうものが政治商品として使われるようになった、それと全く同じような関係において、農産物というものが政治商品に使われてくる危険性があるんじゃないかということを憂えるのであります。してみますと、日本の穀類を例にとっても、自給率というのはわずかに四二％、この自給率を高めていくお考えがあるのか。してみますと、宅地供給の推進は、国民生活の安定と福祉の増進を図るためにきわめて重要なものであります。ここに農業関係と相矛盾したものが出てくるのじゃないか。ここで、宅地開発公団事業が行う場合に当たって、農業と農地政策とのバランスをどうしていったらいいのだろうかということを私はお尋ねしておきたいのです。

○片桐説明員 農産物の今後の需要と供給の長期的な見通しにつきましては、現在農林省の案をつくりまして農政審議会を審議していただいているわけでございまして、その農林省の長期見通しの案におきましては、今日のわが国の経済社会条件の許す限り、またわが国の国土資源の制約の範囲内で、できる限り日本の食糧の自給力を高めるといふ観点でその長期見通しをつくっているわけでございまして。

その長期見通しによりまして、食糧の自給率は四十七年現在で七二％、穀物自給率では、先生御指摘のように、四二％ということでございますけれども、昭和六十年におきましてその食糧自給率を総合農産物全体で七五％程度に見込む。穀物自給率につきましては、今後畜産物の需要等もございまして、飼料穀物の輸入もかなりふえますので、現状よりも多少下がるということ、昭和六十年には三七％程度というふうに見込んであるわけでございまして。

○野中委員 私の質問しなかったことは、この自給率の見方はお説のとおりでございませうけれども、そうではなかったのです。御存じのとおり、自給率を高めて食用農産物の総合では昭和六十年には七五％まで持っていこうとすれば、どれだけの農地を確保しなければならぬかということをごま

私は聞きなかつたわけでは、

私の調べた範囲では、四十八年が農地は五百六十九万ヘクタール、六十年には五百八十五万ヘクタールを必要とする。したがって、十六万ヘクタールはどうしても農林省としては確保しなければならぬ。しかも、日本の食糧というものを確保するための最低限の面積だと私はこれを理解しております。

その場合に、この宅地開発公団等ができてきて宅地化が進んでいった場合に、あなたの方としてはこの五百八十五万ヘクタールというものが確保できるのか、そしてそれは、それ以上将来確保しなければならぬのかどうか、その見通しを明確に答えておいていただきたいのです。

○片桐説明員 昭和六十一年の七五%の食糧自給率を達成するためには、私どもの試算では、昭和六十年には、先生御指摘のように五百八十五万ヘクタール、昭和四十八年の五百六十九万ヘクタールよりも十六万ヘクタール増というふうに見込んでおります。

この農業生産に必要な農地を確保するためには、まず私どもとしては、農地造成事業をできるだけ積極的に進めていくということが第一点でございます。

そのほかに、農地法の農地転用制度の厳正な運用、それから農振法の農用地区域の運用、そういういろいろな法律制度でもって農業上の土地利用、それから宅地造成と工場用地のような非農業の土地利用等、十分調整して優良農地を確保してまいりたいというふうな考えております。

○野中委員 大分、農林省は自信を持っておりますから、この辺で了承いたしまして、次は、水を主体として質問をしてまいりたいと思います。

わが国の年間平均降雨量は約一千七百五十ミリと言われます。大変に水資源に恵まれてまいりました。私たちは日常生活の中で、「水に流す」とか、「湯水のごとく」とかよく言いますが、これはふんだんに使えるという意識が含まれていると思うのであります。加えて日本の自然における水循環

の機構は、循環システムを余り乱さない形態で水利利用行為が営まれ、その循環速度は、わが国の地形からして川の縦断勾配が急であり、水公書を起しにくい特性を持つてまいりました。この自然に甘えてきた農業時代の論理は、今日の都市時代には通用しないというのをわれわれは銘記しなければならぬと思うのであります。大規模宅地開発における水供給は重要であり、建設省の広域利水調査によれば、昭和六十年には南関東で年間二十億トン、京阪神では約十二億トンの不足が見込まれておるのであります。水資源を工業用水にあるいは農業用水にあるいは生活用水にどのように配分していくのか。これを国土庁の水資源局長にお尋ねしておきたいと思ひます。

○宮崎(明)政府委員 いまおっしゃられましたように、雨は世界平均に比べて二・五倍程度、非常に多いのでございすけれども、いわゆる人口一人当たりの水資源量、これでいきますと非常に少のうございまして、人口が多いせいもございす。が、大体一人当たり六千トン程度でございす。

したがって、アメリカの五分の一あるいはフランスの八〇%、こういうような一人当たりで考えますと、水資源というのは非常に厳しいということになります。水資源というのを非常に厳しく、できるだけ河川流量の平準化等を図って水資源開発を促進するということが必要かと存じます。

いま先生のおっしゃられました、そういうシビアな地域で水配分をどう考えるかということとございす。何と申しまして、飲み水をどうしても最優先せざるを得ない。それから、現在まで特に南関東地域におきましては、高度成長を受けて工業用水需要も非常に多かったのでございす。

けれども、私どもとしては、水の合理化、要するに回収率の向上等によりまして、南関東地域の需要は地盤沈下の代替用水を中心に、それ以外は極力押えていきたいということと考へております。なお、首都圏地域における野菜、生鮮食料品の供給基地として、周辺の県における畑地灌漑等、これらの需要が非常に旺盛でございすので、そう

いうものに対してはできるだけ対応してまいりたい、こういうふうな考へております。

○野中委員 水配分について、しかも降雨量は大変多いのだけれども、一人当たりの水が少なくない、こういうことで、その配分をこれから検討していくということでありまして、そこで農林省にお伺いしておきたいのは、先ほども質問しておきましたけれども、昭和六十年までに農地の十六万ヘクタール増を見越した場合に必要な水量といひますか、それは一体どれぐらい見込んだらいいのか、それをお尋ねしておきます。いわゆる農業用水として確保しなければならぬ、その増です。

○青木説明員 お答えいたします。今後長期展望に立つて農業用水の需要量がどれほどと見込まれるかというお尋ねでございす。が、実は現在農林省で、土地改良事業を施行いたしまして、既に土地改良長期計画というものを策定いたしました。それに基づきまして計画的な土地改良事業の推進を図っている次第でございす。土地改良長期計画は四十八年を計画の始期といたしまして、五十七年までの十年計画を計画期間といたしておりますが、その土地改良長期計画の策定作業に際しまして農林省が試算的に算定いたしました農業用水の需要量を申し上げますと、昭和四十六年時点におきましては約五百七十億トンの農業用水が必要であるという前提に立ちまして、その後土地改良長期計画で予定いたしました農用地の整備の進展を見込みまして、昭和六十年の見通しにおきましては約六百五十五億トンの水需要を見込んでおるわけでございす。

○野中委員 ちょっと聞き漏らしたんですが、五百七十億トンですか、昭和六十年。

○青木説明員 先ほど申し上げましたように、長期計画は四十八年から五十七年を一応計画期間といたしております。いろいろ現在の土地改良長期計画の策定作業をいたしました際にその水需要量の推定をいろいろやっておりますのでございす。したがって、現行長期計画の計画下に入りまして先んじて昭和四十六年時点でおおむね五百七

十億トン、昭和六十一年の時点で六百五十五億トン程度の水需要がある、こういうふうな推算しておりますのでございす。

○野中委員 そうしますと、大体昭和六十年までには八十五億トン伸びる、増ということになりまして、これで農業用水の方はわかりました。そうしてみますと、限定された水の中で農業用水に使い、あるいは工業用水に使うと、残るものはあと生活用水ということになります。

そこで、この生活用水というものがおのずから限定をされていなければならぬ、あるいは地域分散をして人口抑制をやるか、水資源の立場から見ますとどちらかしかないわけでありまして、あるいは一人当たりの節水を考慮していかなければならぬ、こういうことになるわけでは。

都会においての家事用の生活用水というものは約五〇%強であります。したがって、われわれとしては特に生活用水というものを検討してやらなければならぬだろう、こう思っております。それで、まことにこれは不思議ではないのであります。が、世帯人員が少ないほど一人当たりの水使用量というものが多くなつてきております。

これは東京都の杉並と世田谷の調査の結果でございす。昭和四十六年七月の統計で古くて恐縮であります。が、世帯人員が一人の場合には標準以上のグループで一日四百三十、標準で三百八十、標準以下のグループ平均が二百三十三リットルです。これが今度は七人になった場合にはどうなるかという、標準以上のグループ平均が百七十七リットル、標準が百三十五リットル、標準以下の平均グループが九十五リットルということになるのであります。

そういうことを考えますと、生活用水をどういうふうにしてこれから規制をしていくかということが私は必要になつてくると思うのであります。これは厚生省水道整備課長にひとつお尋ねしておきます。

○国川説明員 お答えいたします。ただいま水道用水の水の使用量についての御指

摘があったわけですが、御承知のように、生活水準が上がってきますと、水道の使用量というのはいくつに伸びていくわけですが、しかし水道につきましても、都市の規模とかあるいは条件等によりまして、一人当たりの水の使用量は、御指摘のようになりがちです。百万以上の都市等におきましては平均的に五百リットルないし六百リットル程度の水量が実績として使われているわけですが、農村地区等の小規模な水道につきましては三百リットルあるいは四百リットル程度の水で一応の生活用水が確保されているわけですが、今後、一般的に申し上げますならば水道の使用量はふえていくと思えますけれども、ここで使っております一人当たりの水の使用量と申しますのは、先ほど先生御指摘のように、生活用水が平均的に五〇％でございまして、都市の性格によりましては七〇％あるいは八〇％程度のものもございまして、しかし、いずれにしても水の需要が今後非常に逼迫してくるというところは十分考えられるわけですが、私どももいたしましては、いわゆる水の使い方そのものが非常に奢侈的な申しますか、ぜいたくな水の使い方等が行われないように、まず一般の方々に極力水が貴重な資源であるという認識を持っていただいて、節水と申しますか、そういう態度で水を使っていたかどうか、それがPR等にも努力してまいりましたけれども、今後ともそういう方向は十分考えてまいりたいと思えます。

また、世帯別の人数によりまして水の使用量が違いますが、御指摘のとおり事実でございすけれども、やはり一世帯としての必要最小限度の水の使い方、ふる等基本的な水の使用量がございすので、結果的にこのようなことになる場合がございす。

今後の方向といたしましては、先ほど申し上げましたように、水道用水、飲み水はもちろん最優先して確保されなければならないと思えますけれども、全体として水道用水の需要についても、

抑制と申しますと語弊があるかと思えますけれども、非常に大事に水を使うという形の抑制の姿勢で今後とも進めてまいりたいと思えます。

○野中委員 これは大変必要なことでございすので、再度質問をさせていただきますが、いま水道整備課の方からお話がございまして、私の質問を認めていただいたわけですが、たゞ世帯人数が少なれば少ないほど水を使う、そうなりまして、これから核家族がどんどんふえていくわけでありまして、したがって生活用水というものがどんどんまた必要になってくる、こういうことになる。それからまた、時代とともに文化生活をするに水が要るんだということを言っておられまして、けれども、そのとおりでありまして、大正末期には大体百から二百立方メートルであったのが、現在では三百五十から五百立方メートル使っているということである。

しかも、私が特に言っておきたいことは、貴重な水資源というものをいかにむだに使っているかということ。これは東京都の区内だけのあれでございすけれども、配水量と漏水量というものをいま比較してみますと、漏水量が何と一七・二％ある。年間二億六千万トンあるのです。これは埼玉県と静岡県全体の給水量に匹敵するものがあるのです。こういうものの維持管理を今後どういうふうにするかということ。同時に、この貴重な水の配分をどうするかということにおいて生活水量の、生活用水のいわゆるシビルミニマムを設定する必要があるかと私は考えております。そういうお考えがあるかどうか、再度質問をしておきたいと思えます。

○国川説明員 お答えいたします。

漏水の問題でございすけれども、御指摘のようには、東京都の水道等におきましては、いわゆる漏水と目される水量の率が御指摘のようになつております。ただ、この原因は先生もよく御承知だと思えますけれども、都内市部に布設されております非常に膨大な延長にわたる配水管あるいは給水管等の、一つずつ取り上げればきわめてわずかな

な水量でございすけれども、トータルすればそういうかなりの量になるわけではございす。したがって、これにつきましても、当然ではございすけれども漏水防止対策ということ、技術的な立場から申し上げれば、区域を限って年に一回あるいは二年に一回程度夜間巡視、巡回しまして、その漏水を一件ごとにとめていくという作業を進めておられるわけですが、今後ともこれは当然最大に努力を続けてまいりたいと思えます。ただ、物理的な限界等もございまして、なかなか容易ではございせんけれども、最近におきましては年々一、二％ずつは全国的にトータルで申し上げれば改善されてまいっております。

二番目の生活用水のいわゆる下限というお話でございすけれども、水道と一口に申しましても、都市の中の生活用水のみならず、いわゆる一般的なレストラン、飲食店と、私どもが生活上欠くことのできないという営業用のものにも水が確保されなければならぬわけではございす。したがって、単純に水道の使用量という立場でシミュレーションを想定するのは非常に困難だと思えます。しかしながら、いわゆる生活用水、一般の家庭用水、一世帯当たりの、という点から着目いたしますと、現実には住宅公団あるいはその他の一般的な家庭の使用量を見ますと、これがおおよそ三百リットルないし四百リットル程度でございす。

この程度の水は、やはり水洗便所を用い、自家用のふろを使い、普通の水の使い方すれば必要なんではないかというように考えます。そういう意味で、やはりこれは国民一人一人の水の好ましい使い方という立場から、そういうことができればどうかは考えたいと思えますけれども、一般的な生活水準との関連から、その辺をめぐらしては、ちよつとまだ検討されておられません。

○野中委員 水の質問をこの程度で打ち切りまして、次は、将来予測されるところのニュータウンの交通問題について質問をしていきたいと思えます。

騒音、振動、排気ガスによる大気汚染を逃れる良好な住宅環境をつくらうとすれば、都心からさほど遠隔の地になるであろうと思ふのであります。そこで、通勤者の通勤時間の短縮を図らなければならぬという問題が出てまいります。

西欧では通勤時間は三十分から四十五分、ラテン系諸国では昼食を自宅とれる範囲とする傾向がございす。日本では一時間ないし一時間半程度でありましたが、今日では二時間を要する例は幾らでもございす。そこで都市交通はスピードアップを要求されてまいりました。郊外鉄道の場合、急行列車は時速四十キロないし六十キロでありますから、二十四キロ圏ないし三十キロ圏は一時間以内におさまります。時速八十キロまで上げますと一時間以内は五十キロ圏内ということに広がっていくわけではございす。

そこで、宅地造成地点と都心までの距離によって敷設される鉄道の計画が変わらうと思ふのであります。その立案はどういうふうになされるのか。

それからもう一点、既設鉄道に公団の施行するところの鉄道と接続をいたしたならばさらに混乱を招くことになるであらう。

その二点について鉄監局長にお尋ねをしておきたいと思えます。

○高橋説明員 お答えいたします。

宅地開発公団が将来建設をいたします鉄道は、主としてその造成します宅地の利用者の利便のために、言うなればその宅地にかかります公共施設の一環としてつくられるということではございすので、その建設する路線は、その宅地の内部から既設の鉄道の最寄りの駅までというふうな比較的短い路線に限られるというふうな考えでおる次第でございす。ただ、そういういたしますと、先生おっしゃいましたように、既設の鉄道の混雑というふうな問題が生じてまいるかと思えますが、その点につきましては、あらかじめ宅地の造成計画なりあるいは鉄道の建設計画なりというものの調整を十分図りながら既存の鉄道の整備を図りた

いと、かように考えておる次第でございます。

具体的には、国鉄につながります場合には国鉄において整備を図る、また、私鉄につながります場合には私鉄において整備を図るわけでございますが、この場合、必要がありますれば鉄道建設公団によります民鉄線の建設というふうな機能を活用いたしまして、複々線化するというふうな工事を行いまして、より混雑度が増さないような必要の措置をしていきたいと、かように考えておる次第でございます。

○野中委員 ぜひそのことに留意してやっていただきたいと思ひます。

次に、公団の鉄道経営についてでございますが、これは膨大な建設費を要しますと同時に、当初は利用者の数が少なく、かつ片道輸送となるであろうということが予想されるわけでございます。そこで、公団の鉄道業務と宅地開発業務とを分離したことは、これが地価にはね返らないということでは私共はまことに當を得た処置であつたろうと思ひます。

そこで、次の四点を質問をいたしておきます。これは大臣の方がいいんであります。

第一点は、鉄道収支の見通しはどうなるのでありましようか。

第二点は、鉄道収入が赤字の場合の補てん策はどうやるのか。

第三点は、鉄道が黒字の際は公団関連事業助成基金の中にこれを算入するのか。

四番目は、それともこれを国鉄に移管していくのか。

この四点について御質問申し上げたいと思ひます。

○大塚政府委員 まず鉄道部門と宅地部門との経理を分離いたしましたのは、先生のおっしゃるとおりでございます。おそらくその収支につきましましては、当初は片道交通が多く、かつ相当長期かかりましますので、赤字が出るかと予想されると思ひますので、その場合の赤字の補てん等につきまして、これは長期の収支の見通しを立てま

して、当初赤字が出ましても、長期的にその収支が相償うように、別途鉄建方式あるいは地下鉄方式、いろいろな、どういふ方式をとるか知りませんが、そういう助成の措置を講じつつ、赤字の補てんに努めてまいりたい、かような考え方でおるわけでございます。

黒字が出ましても、それは鉄道建設の方の経理の長期の見通しの中に入つていふと思ひます。これは後でまた運輸省の方から補足していただきますけれども、現在のところでは、別経理にいたしまして、黒字が出ましても、長期の計画の中で黒字が出るような計算になりましようけれども、当初は赤字でありますから、そういう長期の収支の中で考えていく予定で収支を分けておる次第でございます。

○天野委員 補足あります。

○高橋説明員 最近の鉄道の建設につきましては、非常に巨額のお金がかかりまので、そういう新しい線を開業いたしますと、収入に比べまして非常に資本費が増高するといふようなことで、収支は相償わないといふようなケースが非常に多うござます。特に、ニュータウンの建設等に当たりますと、その住民の足としての鉄道を開設いたす場合には、入居者が余りおらないから鉄道を走つてくるといふようなことに相なりますので、特にそういう傾向は強いのかといふふうに思ひます。

余りいい例かどうかわかりませんが、関西の方で東北ニュータウンといふのができつたといひまして、それに大阪府の都市開発という第三セクター的な会社がニュータウン鉄道をすでに敷いてお

ります。これはまだ全部完成はいたしておりませんが、一部開通しまして、四十六年ごろから事業を開業いたしておりますが、四十八年度の収支を見ますと、償却前で五千六百万程度の赤字、償却後では約三億三千万程度の赤字が出まして、現在までのところ累積の赤字が十四億四千万あるといふような状況に相なつております。

○野中委員 次の交通問題は道路であります。公団の業務の一つに、宅地造成、それに加えて

工業団地の造成事業があります。さすれば、鉄道のほかに道路の整備が必要になつてくると思ひます。現在の道路事情から言へば、たとえば混雑緩和の策として、高速、バイパスをつくつたとしても、さらに自動車交通を誘導するような結果になつておるわけでございます。

アメリカのウエストバージニアのデータによりますと、十二分間に車線に流入する自動車台数が百台以下の場合、速度が余り下がらませんけれども、百三十台に達すると速度が二・七分の一に低下するでござます。日本でも一時間に六百五十台通りますと、渋滞が始まります。P・スウィーラー著の「独占資本」の中に記されておるの

でござますけれども、「迅速な輸送手段から、交通に対する何ともいふが邪魔者に転化する。」こゝういふように書いてありますが、こゝういふに自然渋滞といふものが始まつてくるのでござます。

そこで、その道路容量を上回る自動車が入ることによつて渋滞が始まりますものでござますから、どうしても既設の道路網と新しく宅地開発公団でもつてつくりました道路をジョイントさせますと、既設の道路といふものが非常に渋滞をしてくるであらう、したがつてそれに対する計画、対処といふものはどうなされていくのかといふことをお尋ねしておきたいのであります。

○大塚政府委員 大団地をつくりますと、確かにおっしゃるとおりの既設の道路に対する荷重が増してまいりますが、あらかじめ団地計画に際しましては、鉄道はもとよりのこと、幹線道路の配置につきましてもその改良あるいはバイパスといふような計画を設定いたしまして、既設の道路に荷重がかからないように、そういう計算をあらかじめ都市計画において考え、あるいは道路計画において調整をとるといふような方法を当然考えなければなりません。いままでのたとえば東北丘陵あるいは多摩等におきましても、そういう計画と調整をとる計画になつております。問題は、そのタ

になつてまいります。計画の面におきましては、あらかじめ先生御指摘のような点を十分配慮いたしまして、団地外の既設道路とのコネクションといふことを重視いたしまして、計画の中に取り入れるつもりでござます。

○野中委員 これで交通問題を終りまして、最後の締めくくりをしておきたいと思ひます。

仮谷建設大臣は、最初から最後まで熱心にお聞き取り願ひまして、ありがとうございました。私の予定時間を十五分過ぎましたので、思い切つた提案と申しますかお願いと申しますか、仮谷建設大臣にお伺ひしておきたいと思ひます。

戦後三十年、いまやわが国は自由世界第二位の経済大国になりました。昭和二十年のあの廢墟のただ中から奇跡の復興と繁栄をもたらすことができた。負けることなく、ひるむことなく、日夜働き続けました日本の勤労者の勤勉のたまものであらうと私は信ずるのであります。今日、特に五百万人を数えるに至つた勤労者の皆様が汗で築き上げた成果であることを、私は深く銘記しなければならぬと思ひます。

ところで、衣食住の三拍子は人間生活にとつて不可欠のものであります。大多数の勤労者にとつては、特に住の乏しさに悲しまざるを得ない現状でござます。普通の勤労者が一生渡りかかつて住宅を取得することのできる限度額は、一千万円と言われ、あるいは一千五百万円とも言われるのでござます。勤労者が一生かかってまじめに働いて、財産はおろか一軒の持ち家さえ建てられない現況であります。ほかでもなく、住宅取得の隘路は何と言つても高価な宅地にあると思ひます。

宅地開発公団法の提案されております現在、公団の施行する宅地は、勤労者に対して高くとも一平米三万円程度の価格で提供されたい。もし原価が三万円の販売価格を上回るようなことがあつたとしても、三万円で分譲していただきたい。この原則を貫いていただきたいと思ひます。

福祉国家としてのわが国は、今日まであらゆる福祉施策を実行してまいりました。自由民主党で

あり、特に三木内閣は、弱者救済を標榜してまいりましたが、福祉というものをもう一度考え直してみなければならぬと思うのであります。五千万人を超える勤労者の大多数が家も持てない。これを救うことも、私は福祉の重要な一環の施策であらうと思う。考え方によれば、食糧特別会計も福祉政策でありましょう。

以上のような考え方を持って処するならば、多少の困難はありましようが、たとえ原価を割つても、勤労者に安い宅地を提供すべきであらうと思うのであります。大臣の所信を承つて、私の質問を終わりたいと思ひます。

○飯谷國務大臣 最初から大変熱心な、しかも貴重な御意見を聞かせてもらひまして、大変ありがたく、私もそれを参考にこれからはやっとなかなかねばならないと思つております。

戦争に負けていろいろ苦労したのですけれども、今日の日本がでさうしたということは、おっしゃるとおり勤労者諸君の努力のたまものであることは申し上げるまでもございせん。三木内閣の重点も宅地、住宅建設にあることは御承知のとおりであります。そういう意味で五十年の予算も一応編成をいたしたことは、これまた御承知のとおりであります。ただ、人口が都市へ集中してきまして、これもいままでも産業が非常に発展してきまして、一つのひずみが大都市に集中してきまして、いまその大都市から人口や産業の集中をできるだけ排除し、分散をさせて、そして均衡のとれた国土をつくるということも大変必要な問題であります。ただ、この大都市の中で一番問題になるのはやはり住宅であります。私も、おっしゃるとおり衣食住の中で、住対策がもう今日の本当に最重点でなくてはならぬし、それが最大の政治の課題であることも十分承知をいたしております。そのために三大都市圏の中の特に必要な住宅問題を解決していくために、その最も大きな隘路となつておられるのが宅地であることは御承知のとおりでありまして、いろいろいままで公団等において施策を講じてまいりましたけれども、これはもういろいろおし

かりを受けておるように、決して国民の期待にはこたえておりません。そこで、思い切つた宅地開発、大量供給をしようというのが今回の法案の趣旨であることも御承知のとおりでありまして、これはぜひひとつ御理解をいただいで法案を通していただき、私もこの問題に全力を挙げて取り組んでまいりたいと思つております。

さて、一体できた宅地をどうしようふにして活用するかという問題であります。これはどこまでも都市計画をもとにしてその一環として行われるわけでありまして、最初からいろいろお話のありました交通の問題、水の問題、その他の問題も一切考えながら計画を立てていかなければいかぬ問題であります。でさうしたものは、勤労大衆のためにできるだけ重点的に活用しなければならぬということも、私もさういふふうにして思つております。ただ、国民の宅地需要に対する動向といふものがいろいろありますから、そういうものも関連して、一方的に片寄つてしまふわけにはいきません。いきませんけれども、お説のようなものを今後重点として考えていかなければならぬと思ひます。

ただ金額で、幾らでひとつやつてはどうかという御意見ありましたが、これはまだできないのであります。私も、私どもはできるだけ安い宅地を供給するという考え方で実はこの立法も考えましたし、この制度も進めていきたいと思います。それから、その趣旨に沿つて今後最大限の努力をし、いささかでも御期待に沿わなければならぬ、かように思つておる次第であります。

○天野委員長 次回、公報をもつてお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午前十一時五十三分散会

宅地開発公団法

宅地開発公団法

目次

第一章 総則(第一条―第七条)

- 第二章 役員及び職員(第八条―第十八条)
- 第三章 業務(第十九条―第二十八条)
- 第四章 財務及び会計(第二十九条―第四十条)
- 第五章 監督(第四十一条―第四十二条)
- 第六章 雑則(第四十三条―第四十八条)
- 第七章 罰則(第四十九条―第五十一条)

第一章 総則

第一条 宅地開発公団は、人口及び産業の集中が著しく、住宅不足のはなはだしい大都市の周辺の地域において、住宅の用に供する宅地の大規模な造成を行い、これと併せて整備されるべき施設の用に供する宅地を造成するとともに、これらの宅地に必要な公共施設、交通施設等の整備を行うこと等により、良好な住宅の用に供する宅地の大量供給と健全な市街地の形成を図り、もつて大都市及びその周辺の地域における住民の生活の安定と福祉の増進に寄与することを目的とする。

(法人格)

第二条 宅地開発公団(以下「公団」という。)は、法人とする。

(事務所)

第三条 公団は、主たる事務所を東京都に置く。

2 公団は、建設大臣の認可を受けて、必要な地に從たる事務所を置くことができる。

(資本金)

第四条 公団の資本金は、五億円とし、政府がその全額を出資する。

2 公団は、必要があるときは、建設大臣の認可を受けて、その資本金を増加することができる。

3 政府及び地方公共団体は、前項の規定により公団がその資本金を増加するときは、公団に出資することができる。

4 政府及び地方公共団体は、公団に出資するときは、土地又は土地の定着物をもつて出資の目的とすることができる。

5 前項の規定により出資の目的とする土地又は土地の定着物の価額は、出資の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

6 前項に規定する評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。

(登記)

第五条 公団は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

(名称の使用制限)

第六条 公団でない者は、宅地開発公団という名称を用いてはならない。

(民法の準用)

第七条 民法(明治二十九年法律第八十九号)第四十四条及び第五十条の規定は、公団について準用する。

第二章 役員及び職員

(役員)

第八条 公団に、役員として、総裁一人、副総裁一人、理事八人以内及び監事二人以内を置く。

2 公団に、役員として、前項の理事のほか、非常勤の理事六人以内を置くことができる。

(役員の職務及び権限)

第九条 総裁は、公団を代表し、その業務を総理する。

2 副総裁は、公団を代表し、総裁の定めるところにより、総裁を補佐して公団の業務を掌理し、総裁に事故があるときはその職務を代理し、総裁が欠員のときはその職務を行う。

3 理事(非常勤の理事を除く)は、総裁の定めるところにより、総裁及び副総裁を補佐して公団の業務を掌理し、総裁及び副総裁に事故があるときはその職務を代理し、総裁及び副総裁が欠員のときはその職務を行う。

4 非常勤の理事は、総裁の定めるところにより、

総裁及び副総裁を補佐して公団の業務を掌理する。

5 監事は、公団の業務を監査する。

6 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、総裁又は主務大臣に意見を提出することができる。

(役員)の任命

第十條 総裁及び監事は、建設大臣が任命する。

2 副総裁及び監事は、総裁が建設大臣の認可を受けて任命する。

(役員)の任期

第十一條 役員は、四年とする。ただし、補欠の役員は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができない。

(役員)の欠格事項

第十二條 次の各号の一に該当する者は、役員(非常勤の理事を除く)となることができない。

一 政府又は地方公共団体の職員(非常勤の者を除く)。

二 物品の製造若しくは販売若しくは工事の請負を業とする者であつて公団と取引上密接な利害関係を有するもの又はこれらの者が法人であるときはその役員(いかなる名称によるかを問はず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む)。

三 前号に掲げる事業者の団体の役員(いかなる名称によるかを問はず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む)。

第十三條 建設大臣又は総裁は、それぞれの任命に係る役員が前条各号の一に該当するに至つたときは、その役員を解任しなければならない。

2 建設大臣又は総裁は、それぞれの任命に係る役員が次の各号の一に該当するときは、その他役員たるに適しないと認めるときは、その役員を解任することができる。

一 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

二 職務上の義務違反があるとき。

第一類第十二号 建設委員會議録第六号 昭和五十年二月二十八日

3 総裁は、前項の規定によりその任命に係る役員を解任しようとするときは、あらかじめ、建設大臣の認可を受けなければならない。

(役員)の兼職禁止

第十四條 役員(非常勤の理事を除く)は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。

(代表権)の制限

第十五條 公団と総裁又は副総裁との利益が相反する事項については、総裁及び副総裁は代表権を有しない。この場合には、監事が公団を代表する。

(代理人)の選任

第十六條 総裁は、理事又は公団の職員のうちから、公団の主たる事務所又は従たる事務所の業務に關し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができる。

(職員)の任命

第十七條 公団の職員は、総裁が任命する。

(役員及び職員)の公務員たる性質

第十八條 公団の役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第三章 業務

(業務)の範囲

第十九條 公団は、第一条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 住宅の用に供する宅地の造成、賃貸その他の管理及び譲渡を行うこと。

二 次に掲げる施設の用に供する宅地の造成、賃貸その他の管理及び譲渡を行うこと。

イ 公団の行う宅地の造成と併せて整備されるべき公共の用に供する施設

ロ 公団が造成する住宅の用に供する宅地の利用者の利便に供する施設

ハ その他公団の行う住宅の用に供する宅地の造成と併せて整備されるべき健全な市街地の形成のため必要な施設

三 前号イ及びロに掲げる施設の整備、賃貸その他の管理及び譲渡を行うこと。

四 土地地区画整理法(昭和二十九年法律第九号)による土地地区画整理事業を施行すること。

五 新住宅市街地開発法(昭和三十八年法律第三十四号)による新住宅市街地開発事業を施行すること。

六 首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に關する法律(昭和三十三年法律第九十八号)及び近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に關する法律(昭和三十三年法律第四十五号)による工業団地造成事業を施行すること。

七 流通業務市街地の整備に關する法律(昭和四十一年法律第十号)による流通業務団地造成事業を施行すること。

八 新都市基盤整備法(昭和四十七年法律第八十六号)による新都市基盤整備事業を施行すること。

九 水面埋立事業を施行すること。

十 地方鉄道法(大正八年法律第五十二号)による地方鉄道事業を行うこと。

十一 軌道法(大正十年法律第七十六号)による軌道事業を行うこと。

十二 前各号に掲げる業務に附帶する業務を行うこと。

2 公団は、前項の業務のほか、同項の業務の遂行に支障のない範囲内で、委託を受けて、次の業務を行うことができる。

一 前項第一号及び第二号の宅地の造成及び賃貸その他の管理

二 前項第三号の施設の整備及び賃貸その他の管理

三 前項第十号又は第十一号の業務に係る鉄道施設又は軌道施設と密接な関連のある鉄道施設又は軌道施設の建設

3 公団は、前二項の業務のほか、建設大臣の認可を受けて、次の業務を行うことができる。

一 第一項第十号又は第十一号の業務に係る鉄道施設又は軌道施設で高架のもの、建設と一体として建設することが適當であると認められる事務所、店舗、倉庫その他の施設を建設し、及び管理すること。

二 委託を受けて、第一項第十号又は第十一号の業務に係る鉄道施設又は軌道施設で高架のもの、建設と一体として建設することが適當であると認められる事務所、店舗、倉庫その他の施設を建設すること。

4 公団は、第一項第六号及び第七号の業務は同項第一号の宅地の造成と併せて行うものとし、同項第十号及び第十一号の業務は同項第一号の宅地の利用者のための鉄道又は軌道による輸送力を確保する必要がある場合に行うものとする。

(宅地の造成等の基準)

第二十條 公団は、宅地の造成、賃貸その他の管理及び譲渡並びに前条第一項第三号の施設の建設、賃貸その他の管理及び譲渡を行う場合においては、他の法令により定められた基準があるときはその基準に従うほか、建設省令で定める基準に従わなければならない。

2 前項の建設省令で定める基準においては、前条第一項第一号の宅地の譲受人の選定方法に關し、一定の宅地開発公団宅地債券を引き受けた者(その相続人を含む)で、当該宅地の譲受けの申込の際現にその宅地開発公団宅地債券の一定割合以上を所有しているものについて、特別の定めをするものとする。

3 公団は、前条第三項の業務を行う場合においては、建設省令で定める基準に従わなければならない。

(投資)

第二十一條 公団は、建設大臣の認可を受けて、公団が造成する宅地の利用者の利便に供する施設で政令で定めるものの建設若しくは賃貸その他の管理又は当該宅地の居住環境の維持若しくは改善に關する業務を行う事業に投資(融資を含む)をすることができる。

九

(業務方法書)

第二十二條 公団は、業務の開始の際、業務方法書を作成し、運輸大臣及び建設大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の業務方法書に記載すべき事項は、運輸省令、建設省令で定める。

(地方公共団体の長の意見聴取)

第二十三條 公団は、宅地の造成をしようとするときは、宅地の造成計画について、あらかじめ当該宅地の造成をしようとする地域をその区域に含む地方公共団体の長の意見を聴かなければならない。

(道路法等の特例)

第二十四條 公団は、第十九条第一項第三号の業務を行う場合において、その業務が次の工事であるときは、当該工事に係る施設の管理者の同意を得て、その管理者に代わって当該工事を施行することができる。

一 道路法(昭和二十七年法律第八十号)による道路(高速自動車国道及び一般国道を除く。)の新設又は改築に関する工事

二 都市公園法(昭和三十一年法律第七十九号)による都市公園の新設又は改築に関する工事

三 下水道法(昭和三十三年法律第七十九号)による公共下水道又は都市下水路の設置又は改築に関する工事

四 河川法(昭和三十九年法律第六十七号)による一級河川(指定区間内のものを除く。)以外の河川(同法が準用される河川を含む。)の河川工事

2 公団は、前項各号に掲げる工事(以下「特定公共施設の新設等に関する工事」という。)を施行する場合には、政令で定めるところにより、当該工事に係る施設(以下「特定公共施設」という。)の管理者に代わってその権限の一部を行うものとする。

3 特定公共施設の管理者が地方公共団体である場合において、当該地方公共団体が第一項の同

意をしようとするときは、あらかじめ、その議会の議決を経なければならない。

4 公団は、第一項の規定により特定公共施設の新設等に関する工事を行うときは、あらかじめ、建設省令で定めるところにより公告しなければならない。

5 公団は、第一項の規定による特定公共施設の新設等に関する工事の全部又は一部を完了したときは、遅滞なく、前項の規定に準じてその旨を公告しなければならない。

第二十五條 公団は、前条第一項の同意に係る特定公共施設の管理者の同意を得た場合でなければ、当該特定公共施設の新設等に関する工事を廃止してはならない。

2 特定公共施設の管理者は、前条第一項の同意に係る特定公共施設について次の行為を行おうとする場合には、あらかじめ、公団の意見を聴かなければならない。

一 道路法第十条の路線の廃止又は変更

二 道路法第十八条第一項の道路の区域の変更

三 都市公園法第二十條の都市公園の区域の変更又は廃止

四 下水道法第四條第一項の公共下水道の事業計画の変更

五 下水道法第二十七條第一項の公示事項の変更

六 河川法第五條第六項(同法第百條において準用する場合を含む。)の指定の変更又は廃止

3 前条第五項の規定は、公団が特定公共施設の新設等に関する工事を廃止した場合に準用する。

4 公団が特定公共施設の新設等に関する工事を廃止したときは、当該工事に要した費用の負担が協議して定めるものとする。

5 前項の協議が成立しないときは、公団又は当該特定公共施設の管理者の申請に基づき、建設大臣が裁定する。

6 前項の規定により建設大臣が裁定をした場合においては、第四項の規定の適用については、

公団と当該特定公共施設の管理者との協議が成立したものとみなす。

第二十六條 第二十四條第五項の規定による工事の完了の公告のあった特定公共施設及びその用に供する土地について公団が取得した権利は、その公告の日の翌日において当該特定公共施設の管理者(当該特定公共施設が河川である場合には、国)に帰属するものとする。

第二十七條 公団が第二十四條の規定により特定公共施設の新設等に関する工事を施行する場合に、その施行に要する費用の負担及びその費用に関する国の補助については、当該特定公共施設の管理者が自ら当該工事を施行するものとみなす。

2 前項の規定により国が当該特定公共施設の管理者(管理者が地方公共団体の長である場合には、その長の統轄する地方公共団体。第四項において同じ。)に対し交付すべき負担金又は補助金は、公団に交付するものとする。

3 前項の場合には、公団は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和三十年法律第七十九号)の適用については、補助事業者等とみなす。

4 当該特定公共施設の管理者は、第一項の費用の額から第二項の負担金又は補助金の額を控除した額を公団に支払わなければならない。

5 第一項の費用の範囲、前項の規定による支払の方法その他必要な事項は政令で定める。

(日本住宅公団法の準用)

第二十八條 公団が施行する土地区画整理法第三條の第三項の規定による土地区画整理事業については、日本住宅公団法(昭和三十年法律第五十三号)第五章の規定を準用する。この場合において、同法第三十五條、第三十九條及び第四十二條中「第三條の第二項」とあるのは「第三條の第三項」と、同法第三十七條第三項及び第三十八條第一項中「日本住宅公団総裁」とあるのは「宅地開発公団総裁」と、「日本住宅公団」とあるのは「宅地開発公団」と、同法第

四十三條第一項中「住宅の建設又は宅地の造成」とあるのは「宅地の造成」と読み替えるものとする。

第四章 財務及び会計

(事業年度)

第二十九條 公団の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

(予算等の認可)

第三十條 公団は、毎事業年度、予算、事業計画及び資金計画を作成し、当該事業年度の開始前に、建設大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 公団は、前項の規定による建設大臣の認可を受けたときは、予算、事業計画及び資金計画に関する書類を、公団に出資した地方公共団体に提出しなければならない。

(財務諸表)

第三十一條 公団は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書(以下この条において「財務諸表」という。)を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に建設大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

2 公団は、前項の規定により財務諸表を建設大臣に提出するときは、これに予算の区分に従い作成した当該事業年度の決算報告書を添付し、並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見を付けなければならない。

3 公団は、第一項の規定による建設大臣の承認を受けたときは、遅滞なく、財務諸表を官報に公告し、かつ、各事務所に備えて置かなければならない。

4 公団は、第一項の規定による建設大臣の承認を受けたときは、財務諸表及び決算報告書を、公団に出資した地方公共団体に提出しなければならない。

(区分経理)

第三十二條 公団の経理については、第十九條第一項第十号及び第十一号の業務並びにこれらに附帯する業務並びに同条第二項第三号及び同条

第三項の業務に係るものとその他の業務（以下「宅地開発業務」という。）に係るものとを区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。

（利益及び損失の処理）

第三十三條 公団は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、第三十八條第五項による場合を除き、積立金として整理しなければならない。

2 公団は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

（借入金及び債券）

第三十四條 公団は、建設大臣の認可を受けて、長期借入金若しくは短期借入金をし、又は宅地開発債券を発行することができる。

2 公団は、建設大臣の認可を受けて、第十九條第一項第一号の宅地を譲り受けることを希望する者が引き受けるべきものとして、宅地開発公団宅地債券（以下「宅地債券」という。）を発行することができる。

3 第一項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができないときは、その償還することができない金額に限り、建設大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

4 前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。

5 第一項の規定による宅地開発債券又は第二項の規定による宅地債券の債権者は、公団の財産について他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

6 前項の先取特権の順位は、民法の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。

7 公団は、建設大臣の認可を受けて、宅地開発

債券又は宅地債券の発行に関する事務の全部又は一部を銀行又は信託会社に委託することができる。

8 商法（明治三十二年法律第四十八号）第三百九条から第三百十一条までの規定は、前項の規定により委託を受けた銀行又は信託会社について準用する。

9 第一項、第二項及び第五項から前項までに定めるもののほか、宅地開発債券又は宅地債券に關し必要な事項は、政令で定める。

（債務保証）

第三十五條 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律（昭和二十一年法律第二十四号）第三條の規定にかかわらず、国会の議決を経た金額の範囲内において、公団の長期借入金又は宅地開発債券に係る債務（国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に關する法律（昭和二十八年法律第五十一号）第二條の規定に基づき政府が保証契約をすることができ、債務を除く。）について、保証することができる。

（償還計画）

第三十六條 公団は、毎事業年度、長期借入金、宅地開発債券及び宅地債券の償還計画を立てて、建設大臣の認可を受けなければならない。

（余裕金の運用）

第三十七條 公団は、次の方法による場合を除くほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

取得

一 国債その他建設大臣の指定する有価証券の取得

二 銀行への預金又は郵便貯金

三 信託会社又は信託業務を行う銀行への金銭信託

（関連施設整備事業助成基金）

第三十八條 公団は、第二十七條第四項の規定による支払金及び第十九條第一項第二号の施設又はその用に供する宅地を地方公共団体が譲り受ける場合の代金について地方公共団体が公団に支払うべき利子の軽減に資するため、関連施設

整備事業助成基金（以下「基金」という。）を置く。

2 政府は、基金に充てるため、公団に交付金を交付することができる。

3 公団は、前項の規定により交付金の交付を受けたときは、その金額を基金に充てなければならない。

4 公団は、基金に係る経理については、建設省令で定めるところにより、一般の経理と区分して整理しなければならない。

5 公団は、宅地開発業務に係る勘定において第三十三條第一項に規定する残余の額があるときは、建設大臣の認可を受けて、その残余の額の全部又は一部の額を基金に充てることができる。

6 基金の運用により生ずる収益は、第一項に規定する利子の軽減に要する費用又は基金に充てるものとする。

7 基金は、建設大臣の認可を受けた場合でなければ、これを取り崩してはならない。

8 前條の規定は、基金の運用について準用する。この場合において、同条中「業務上の余裕金」とあるのは「基金」と読み替へるものとする。

9 第四項から前項までに定めるもののほか、基金の運営その他基金に關し必要な事項は、建設省令で定める。

（給与及び退職手当の支給の基準）

第三十九條 公団は、その役員及び職員に対する給与及び退職手当の支給の基準を定めようとするときは、建設大臣の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

（建設省令への委任）

第四十條 この法律及びこれに基づく命令に規定するもののほか、公団の財務及び会計に關し必要な事項は、建設省令で定める。

第五章 監督

第四十一條 公団は、主務大臣が監督する。

2 主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、公団に対してその業務に

關し監督上必要な命令をすることができる。

（報告及び検査）

第四十二條 主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、公団に対してその業務及び資産の状況に關し報告をさせ、又はその職員に、公団の事務所その他の事業所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることができる。

2 前項の規定により職員が立入検査をする場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第六章 雑則

（解散）

第四十三條 公団の解散については、別に法律で定める。

（協議）

第四十四條 建設大臣は、次の場合には、あらかじめ、運輸大臣と協議しなければならない。

一 第三條第二項、第四條第二項、第十九條第三項、第二十一條（宅地開発業務に係る部分を除く）、第三十條第一項、第三十四條第一項、第三項ただし書若しくは第七項（宅地債券に係る部分を除く）、又は第三十六條（宅地債券に係る部分を除く）の認可をしようとするとき。

二 第三十一條第一項又は第三十九條の承認をしようとするとき。

三 第三十七條第一号の指定をしようとするとき。

四 第二十條第三項又は第四十條の建設省令を定めようとするとき。

2 建設大臣は、次の場合には、あらかじめ、大蔵大臣と協議しなければならない。

一 第四條第二項、第二十一條、第三十條第一項、第三十四條第一項、第二項、第三項ただし書若しくは第七項、第三十六條又は第三十

八条第五項若しくは第七項の認可をしようとするとき。

二 第三十一条第一項又は第三十九条の承認をしようとするとき。

三 第三十七条第一号（第三十八条第八項において準用する場合を含む。）の指定をしようとするとき。

四 第二十条第一項若しくは第三項、第三十八条第九項又は第四十条の建設省令を定めようとするとき。

3 運輸大臣及び建設大臣は、第二十二條第一項の認可をしようとするとき又は同条第二項の運輸省令・建設省令を定めようとするときは、あらかじめ、大蔵大臣と協議しなければならない。

4 建設大臣は、第二十五条第五項及び第二十八条において準用する日本住宅公団法第四十条第四項（同法第四十三條第三項において準用する場合を含む。）の裁定をしようとするときは、あらかじめ、自治大臣と協議しなければならない。

5 主務大臣は、第十九條第一項第十号又は第二十一條の業務について地方鉄道法第十二條第一項、第十八條、第二十一條第一項若しくは第二十六條第一項又は軌道法第三條、第十一條第一項（運輸速度及び運輸度數に係る部分を除く）、第十五條若しくは第十六條第一項の処分をしようとするときは、あらかじめ、大蔵大臣と協議しなければならない。

（主務大臣）

第四十五條 この法律において主務大臣は、次のとおりとする。

一 役員及び職員並びに財務及び会計その他管理業務に関する事項並びに宅地開発業務に関する事項については、建設大臣

二 第十九條第一項第十号の業務及びこれに附帯する業務に関する事項並びに同条第二項第三号及び同条第三項の業務（鉄道施設に係るものに限る。）に関する事項については、運輸大臣

三 第十九條第一項第十一号の業務及びこれに

附帯する業務に関する事項並びに同条第二項第三号及び同条第三項の業務（軌道施設に係るものに限る。）に関する事項については、運輸大臣及び建設大臣

（審査請求）

第四十六條 公団が第二十四條第二項の規定により特定公共施設の管理者に代わつてした処分に不服がある者は、建設大臣に対して行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）による審査請求をすることができ、ただし、他の法令により不服申立てができないこととされているものについては、この限りでない。

（道路法等の適用）

第四十七條 第二十四條第二項の規定により特定公共施設の管理者に代わつてその権限を行う公団は、道路法第八章、都市公團法第四章、下水道法第五章及び河川法第七章の規定の適用については、当該特定公共施設の管理者とみなす。

（他の法令の準用）

第四十八條 不動産登記法（明治三十二年法律第二十四号）及び政令で定めるその他の法令については、政令で定めるところにより、公団を国の行政機関とみなして、これらの法令を準用する。

第七章 罰則

第四十九條 第四十二條第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ若しくは忌避した場合においては、その違反行為をした公団の役員又は職員は、五万円以下の罰金に処する。

第五十條 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした公団の役員は、三万円以下の罰金に処する。

一 この法律の規定（第二十八條において準用する日本住宅公団法の規定を含む。）により認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかったとき。

二 第五條第一項の規定による政令に違反して登記することを怠つたとき。

三 第十九條に規定する業務以外の業務を行つたとき。

四 第三十七條の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。

五 第三十八條第八項において準用する第三十七条の規定に違反して基金を運用したとき。

六 第四十一條第二項の規定による主務大臣の命令に違反したとき。

第五十一條 第六條の規定に違反した者は、一万円以下の過料に処する。

附則

（施行期日）

第一條 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第二十一條及び第二十二條の規定は、附則第五條の規定による公団の成立の日から施行する。

（公団の設立）

第二條 建設大臣は、公団の總裁又は監事となるべき者を指名する。

2 前項の規定により指名された總裁又は監事となるべき者は、公団の成立の時に於いて、この法律の規定により、それぞれ總裁又は監事に任命されたものとする。

第三條 建設大臣は、設立委員を命じて、公団の設立に関する事務を処理させる。

2 設立委員は、公団の設立の準備を完了したときは、遅滞なく、政府に対し、出資金の払込みの請求をしなければならない。

3 設立委員は、出資金の払込みのあつた日において、その事務を前条第一項の規定により指名された總裁となるべき者に引き継がなければならない。

（経過規定）

第六條 この法律の施行の際現に宅地開発公団という名称を使用している者については、第六條の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

第七條 公団の最初の事業年度は、第二十九條の規定にかかわらず、その成立の日が始まり、昭和五十二年三月三十一日に終わるものとする。

第八條 公団の最初の事業年度の予算、事業計画及び資金計画については、第三十條第一項中「当該事業年度の開始前に」とあるのは、「公団の成立後遅滞なく」とする。

（土地区画整理法の一部改正）

第九條 土地区画整理法の一部を次のように改正する。

第一章第三條の四を第三條の五とし、第三條の三を第三條の四とし、第三條の二の次に次の一條を加える。

（宅地開発公団の施行する土地区画整理事業）

第三條の三 宅地開発公団は、建設大臣が宅地開発公団の行う宅地の造成と併せてこれと関連する新たな市街地を造成するための土地区画整理事業を施行する必要があると認める場合においては、施行区域の土地について、当該土地区画整理事業を施行することができる。

2 前項の規定による土地区画整理事業については、この法律及び宅地開発公団法（昭和四十九年法律第 号）の定めるところによる。

（首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律の一部改正）

第十條 首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律の一部を次のように改正する。

第七條、第十八條第二項、第十八條の二第二項、第二項及び第四項、第十九條第一項、第二十五條第一項、第二十八條、第二十九條第二項並びに第三十二條中「日本住宅公団」の下に「宅地開発公団」を加える。

第二十七条第一項中「日本住宅公団」の下に「宅地開発公団」を加え、同条第四項中「日本住宅公団」に置かれる審議会の委員について」の

とし、同項第九号の次に次の一号を加える。

九の二 宅地開発公団が、宅地開発公団法（昭和四十九年法律第 号）第十九条第一

政令で定めるもの
第七十三条の七第十三号
の下に「宅地開発公団」

限り、国家公務員等退職手当法の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第三十号）附則第九項中「在職した後」とあるのは「在職し、引き続き宅地開発公団において使用される者として在職した後」と、同法附則第十二項中「附則第九項に規定する者」とあるのは「宅地開発公団法（昭和四十九年法律第 号）附則第二十

二条第二項の規定により読み替えて適用される附則第九項に規定する者」としてこれらの規定を適用する。

(国土総合開発公団法の一部改正)

第二十三条 国土総合開発公団法(昭和三十七年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

第二十一条の二中「第三条の三第一項」を「第三条の四第一項」に改める。

(行政管理庁設置法の一部改正)

第二十四条 行政管理庁設置法(昭和二十三年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。

第十二条第二号中「日本住宅公団」の下に「宅地開発公団」を加える。

(運輸省設置法の一部改正)

第二十五条 運輸省設置法(昭和二十四年法律第一百五十七号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項第三十七号の次に次の一号を加える。

三十七の二 宅地開発公団を監督すること。

第二十七条第一項第十号の次に次の一号を加える。

十の二 宅地開発公団に関する事。

第二十七条第三項中「第十号」を「第十号の二」に改める。

(建設省設置法の一部改正)

第二十六条 建設省設置法(昭和二十三年法律第一百十三号)の一部を次のように改正する。

第三条第二十二号の五を同条第二十二号の六とし、同条第二十二号の四の次に次の一号を加える。

二十二の五 宅地開発公団の業務の監督その他宅地開発公団法(昭和四十九年法律第 号)の施行に関する事務を管理すること。

第三条第二十六号の二中「日本住宅公団」の下に「宅地開発公団」を加える。

第四条第三項中「第二十二号の二」に規定する事務、同条第二十二号の三及び第二十二号の四を「第二十二号の二から第二十二号の五まで」に改め、同条第七項中「第二十二号の五」を「第

二十二号の六」に改める。

(公職選挙法の一部改正)

第二十七条 公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)の一部を次のように改正する。

第百三十六条の二第一項第二号中「日本道路公団」の下に「宅地開発公団」を加える。

理 由

人口及び産業の集中が著しく、住宅不足のはなはだしい大都市の周辺の地域において、住宅地の大量供給による住宅地の需給の緩和と健全な市街地の形成を図るため、宅地開発公団を設立して、住宅地とこれと併せて整備されるべき施設の用に供する宅地を造成させるとともに、これらの宅地に必要な公共施設、交通施設等の整備等の業務を行わせる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

建設委員會議録第二号中正誤

ページ	段	行	誤	正
二四	二	三		
二四	二	七	建てかえ	立てかえ
二四	二	二		